

法制定の背景

- 平成18年に国連総会にて「障害者の権利に関する条約」を採択
- 日本は、平成19年に同条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする障害者施策に係る取組を実施
- 平成23年の「障害者基本法」改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、基本原則として差別の禁止が規定され、平成25年6月に同規定を具体化するものとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定(H28.4.1施行)

法の概要

- 目的
障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する。
- 対応要領と対応指針
行政機関等は当該機関における取組に関する「対応要領」を、主務大臣は事業者向けに事業分野別の「対応指針(ガイドライン)」を策定

●「不法な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

	障害を理由とする 不当な差別的 取扱い	障害者への合理的 配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者 ※個人事業者、NPO等 の非営利事業者も含む	禁止	努力義務

平成27年度の取組

サービス規程・要綱・ハンドブックの3つで構成される職員対応要領を作成

東京都版「職員対応要領」の作成

【東京都職員サービス規程(改正)】

- ◆ サービス規律として明確に位置づけるため、「サービス規程(訓令)」に「障害を理由とする差別の禁止」の条項を追加
- ◆ 障害を理由とした不当な差別の禁止、合理的配慮の提供義務を規定

【東京都における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱(新設)】

- ◆ サービス規程に定める義務を具体化するものとして、職員の責務や相談体制、研修等、実施体制の枠組みを要綱で定義づけ
 - ・ 各局の相談窓口の設置
 - ・ 職員向け研修・啓発の実施

【東京都障害者差別解消法ハンドブック(新設)】

- ◆ 各職場で職員が障害者にどのように対応すれば良いか記載したマニュアル
- ◆ 障害種別ごとの特性や必要な配慮について、具体例を盛り込みながら提示
- ◆ 民間事業者にも共通する内容に加え、都の各職場における事例等を含め策定



平成28年度の取組

区市町村や関係機関と連携して、障害者差別解消に向けた施策を推進し、障害者への理解の促進を図ることにより、「障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会」の実現を目指す

都民への普及啓発

- ◆ 障害者理解・支援のためのリーフレット作成
障害者差別解消法の説明、合理的配慮の実例、相談先、障害特性への理解、シンボルマーク・ハートシティ東京の紹介等を盛り込んだ都民向けのわかりやすいリーフレットを作成
- ◆ 障害者差別解消法に係る動画・パネルの作成等

区市町村との連携

- ◆ 障害者権利擁護区市町村連絡会の開催
障害者の権利擁護(差別解消、虐待防止)に係る取組を都及び区市町村間で情報交換・共有し、都内全体の障害者の権利擁護に関する取組を推進するために、新たに都及び区市町村の担当者連絡会を設置
- ◆ 区市町村職員向け研修の実施
障害者差別解消法、障害者虐待に係る研修 各年1回

東京都障害者差別解消支援地域協議会の設置

- ◆ 目的
地域における様々な関係機関により構成される会議を設置し、障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。
- ◆ スケジュール
本年夏を目途に設置予定

都職員等への研修

- ◆ 全職員向けのE-ラーニング研修実施(5月~6月)
- ◆ 各局で実施する人権研修の内容に障害者差別解消法を追加
- ◆ 各局関係者への出前研修の実施 等